

平成29年度中小企業外国出願支援事業に係るQ&A

Q 助成金の支払手続はどうなるのか？

A 募集要領の8にあるように、原則として外国特許庁への出願が完了し、選任弁理士等代理人への支払いが完了した後、ひろしま産業振興機構（産振構）へ実績報告を行い、産振構が額の確定を行った後に精算払となります。

なお、特別な事情がある場合は、財務省協議で承認を受けた上で、概算払をすることができます。

Q 地域団体商標に係る外国出願の場合の支援の対象者は？

A 地域団体商標に係る外国出願の場合は、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び NPO 法人が対象となります。

Q いわゆる「みなし大企業」は中小企業者に該当するか？また「みなし大企業」とはどのような企業を指すか？

A 本補助金の目的である「中小企業者による諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進すること」を鑑みれば、中小企業者であっても大企業（※）が実質的に経営に参画していると考えられる場合（いわゆる「みなし大企業」）については、支援対象とすべき理由が乏しいため、他の中小企業向け補助金と同様に、支援対象外となります。

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- ①大企業（※）が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。
- ②大企業（※）が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。
- ③役員総数の2分の1以上を大企業（※）の役員または職員が兼務している中小企業者。

（※）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

Q 外国法人は対象となるか？

A 本補助金は、我が国の中小企業者のグローバル展開を知財面より後押しするものであり、日本に所在する外国法人については、既にグローバル展開を行っており、その外国出願まで支援するものではありません。本補助金でいう「中小企業者」とは当然に「我が国」の中小企業を指し、日本の法人登記が必要です。よって、外国法人は本補助金の対象にはなりません。

なお、外国資本が入っていても日本の法人登記がされている者（いわゆる外資系企業）であれば、「我が国」の中小企業に該当しますので、当然に本補助金の対象となります。

Q 暴力団排除にかかる誓約事項とは？

A 経済産業省では、平成26年4月より、原則、経済産業省内すべての補助事業において暴力団排除の取組を実施することとなり、本補助金も対象となりました。

間接補助事業者からの暴力団排除にあたっては、以下の取組みを行うこととなります。

- (i) 実施要領別紙の「暴力団排除に関する誓約事項」(以下、「誓約事項」という。)記に該当する者が行う事業については交付対象としないこと
- (ii) 間接補助事業者が誓約事項に同意すること
- (iii) 誓約事項に違反した場合には交付決定の取消しを行うこと

間接補助事業者は、交付申請書の提出をもって、実施要領別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に同意したものとし(実施要領第23条)、交付申請書には役員等名簿を添付しなければなりません。なお、役員等には監査役も含まれます。

Q 対象となる外国出願はどのようなものか？

A 中小企業者による申請時点において、既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本補助金の交付決定後、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の案件が対象となります。よって、補助事業者からの交付決定前に外国出願した案件は対象となりません。また、交付決定前に発注した費用(例えば翻訳費等)については、補助対象にはなりません。

※ 本補助金では、日本国特許庁に対して行っている出願を基礎として、これと同一内容(特許法に定められている補正の範囲内、さらには基礎出願をまとめる場合も含む。)で行う予定の外国出願が対象であり、いわゆる外国への第1国出願(日本国特許庁への基礎出願がないもの)は対象とはなりません。

※ 日本国特許庁への出願は、当該補助年度内である必要はありません。

※ 優先権主張期間内に外国特許庁へ出願する案件が対象となります(商標登録出願を除く)。

Q 商標の場合、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件は対象となるか？

A 基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなしますので、対象となります。

なお、①マドプロで出願する場合、②パリルートで優先権主張する場合は、制度上、日本語の商標を基礎として現地語に翻訳した商標を外国出願することができません。

①マドプロで出願する場合

マドプロ制度においては、日本の基礎出願と外国出願する商標の「商標の同一性」が厳格に求められるため、日本国特許庁に行っている基礎出願を現地語に翻訳したものについては、その文字の形状等が異なることから、同一性要件を満たさないため、マドプロ出願することができません。

②パリルートで優先権主張する場合

商標のパリルートについては、優先権主張する場合、日本語の商標と文字の形状等の同一性が必要となります。よって、翻訳した商標については、日本語の商標出願を基礎として、翻訳した商標を出願することができません。

Q 欧州特許庁や欧州商標意匠共同体への出願は対象となるか？

A 欧州への出願(欧州特許庁又は欧州共同体商標意匠庁への出願手続)についても、1国に対する出願と同趣旨ですので対象となります。ただし、欧州特許庁から EPC 加盟国への移行手続きにつ

いては、登録査定後のみとなりますので、出願後に発生する費用となるため対象にはなりません。

Q 実績報告時における為替レートの適用の考え方は？

A 現地への適用レートの考え方については、国内代理人等から現地代理人への送金実績額を助成対象経費とすることが望ましい（国内代理人が実際に支払った額であることは相違ない）ため、レートは、原則送金日のレートを用いることとします。ただし、請求書内で現地通貨から米ドルに換算して現地代理人から請求があった場合は、現地通貨→米ドル部分の換算について、レートが適正かどうかの確認が取りがたい（現地代理人と国内代理人間で任意のレートが設定されている可能性もある）こと、米ドルを介することで必要以上の額が助成対象経費として計上されることも考えられることから、原則として、米ドルを介する実際の送金実績額と現地通貨から直接円に換算した額を比較し、安価な方を助成対象経費とします。この場合、現地通貨から直接円に換算する場合の適用レートも、送金日のレートを用います。ただし、事前に国内代理人と現地代理人との間でレートに関する契約や取り決め等がある場合は、その書類の写し等を提出することで当該レートが適用可能な場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

なお、実績報告時に、「様式1-1の別紙第2（冒認対策商標の場合は様式1-2の別紙第2）」を提出した場合は、「送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表」等の添付が不要となります。

Q 国内弁理士等から国内又は外国の代理人等に再度出願手続きを委託した場合、当該事業者への仲介手数料は対象となるか？

A ①国内弁理士等から国内の仲介事業者を介して実際の出願国の現地代理人に出願を依頼するケースや、②国内弁理士等から現地代理人へ出願手続きの間に、第三国の代理人が介在したケースにおける仲介手数料の類は、国内弁理士等が直接出願国の現地代理人へ依頼すれば要しない費用であるため、原則対象となりません。ただし、当該国へ出願をする際に、仲介業者や第三国の代理人を利用しないと出願が困難であるといった特段の事情がある場合（出願国が通常はあまり出願しないような途上国である等）には、仲介手数料を支払うことも可能です。この場合、仲介業者や第三国の代理人を利用しなければならなかった理由、及び仲介業者や現地代理人からの請求書等の内訳より、仲介手数料の金額等について確認する必要があります。

Q 共同出願は対象となるか？

A 共同出願については、特許料等の軽減措置と同様に、出願に関する中小企業者等の持ち分比率に応じた費用のみが補助対象となります。ただし、実際に中小企業者等が出願時に負担している費用額を超えた額を助成対象経費とすることはできません（実施要領第4条第3項）。

この確認のため、様式第1-1（又は1-2）の交付申請書及び様式第6による実績報告書には、当該企業の持ち分割合及び費用負担割合の確認がとれる契約書等の写しの添付が必要です（交付申請時と実績報告時の内容に変更等がなければ、実績報告時の再提出は不要）。

例① A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願のケースで、それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用100万円すべてA社が負担した場合。

→助成対象経費は中小企業の持ち分により、50万円、助成額は25万円となります。

例②) A社(中小企業)とB社(大企業)の共同出願のケースで、それぞれの持ち分比率がA社9/10、B社1/10、出願にかかった費用が100万円。

ただし、費用負担割合はA社、B社とも1/2(50万円ずつ)の場合。

→助成対象経費は中小企業の持ち分から算出すると90万円となりますが、A社の負担額は50万円であり、中小企業の負担額(50万円)を超えた額を助成対象経費とすることはできないため、助成対象経費は50万円、助成額は25万円となります。

例③) A社(中小企業)とB社(中小企業)の共同出願(特許)で、A社、B社とも補助金の申請をしてきたケース。それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用360万円をそれぞれ半額ずつ負担した場合。

→通常どおり計算すると助成対象経費は中小企業の持ち分により180万円ずつ、助成額は90万円となるところ、A社B社双方から申請があるため、1案件あたりの上限額が150万円を超えてしまうこととなります。

よって、こういった場合については、上限額150万円を持ち分比率で割り、A社B社とも75万円ずつの助成額となります。

Q 国内出願やPCT出願の費用は対象外とのことだが、他の制度等はあるか？

A 産業競争力強化法で特許料等の軽減措置が講じられています。

国内出願の場合は、審査請求料や特許料(1~10年分)が1/3に軽減されるとともに、国際出願(日本語で行われた国際出願のみ)は、調査手数料、送付手数料、予備審査手数料が1/3に軽減されます。対象者や詳しい手続等については、下記サイトをご覧ください。

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm